

平成 30 年 12 月 26 日
九州管区行政評価局

**特定外来生物「オオキンケイギク」に係る処分方法の周知強化等を実施
－ 当局のあっせんに対する環境省九州地方環境事務所の回答 －**

総務省九州管区行政評価局(局長 吉武 久)は、特定外来生物「オオキンケイギク」の処分方法について行政相談を受けました。特定外来生物は、栽培、運搬等が禁止され、処分方法に制約があります。

当局では、平成 30 年 11 月 22 日、環境省九州地方環境事務所に対し、住民及び地方公共団体に処分方法の周知を強化すること、住民が防除活動しやすいように処分方法を緩和してほしいとする市町村からの意見・要望を環境省本省に対して上申することなどを内容とするあっせんを行いました。

当局のあっせんに対し、平成 30 年 12 月 25 日、環境省九州地方環境事務所から、①九州各県及び各政令指定都市の環境部局に地域住民への周知の強化などを依頼したこと、②普及啓発チラシを改訂して 31 年 3 月末までに地方公共団体に配布予定であること、③地方公共団体からの処分方法の緩和の意見・要望を上申、環境省本省から全国の地方環境事務所長に住民団体等による防除が円滑かつ適切に行われるよう指示文書が発出されたことなどを内容とする回答がありました。

本件照会先
総務省九州管区行政評価局
首席行政相談官 大庭 具史
電 話：092-431-7136 (直通)
メー ル：ksy32@soumu. go. jp

＜事案の概要＞

行政相談の内容

道路沿いに咲いていた花が私有地に広がっている。特定外来生物に指定されているオオキンケイギクと思われる。行政は除草しないのか。処分の方法に制約があるようだが、自分で刈り取ってもよいのか。

※ オオキンケイギクとは

- ・ 特定外来生物に指定(平成 18 年 2 月)。緊急対策が必要な外来種に区分
- ・ 栽培、運搬等は禁止(違反した場合、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金)

行政苦情救済推進会議の意見

- 1 住民への周知及び地方公共団体内部の情報共有が不十分な状況。周知徹底に努めていただきたい。
- 2 地方公共団体・住民による防除活動を推進するためにより一層の周知や助言を行うこと。住民等が防除を実施する際の処分方法等の取扱いを見直すこと。

当局のあっせん（要旨）

- 1 地方公共団体に対して、以下の内容について、依頼を実施すること
 - (1) 地方公共団体の環境部局から道路、河川、公園、住宅等の関係部局に対する「オオキンケイギク」に関する周知及び部局間における情報共有
 - (2) 住民への「オオキンケイギク」が特定外来生物であることの周知の実施又は強化
 - (3) 住民への「植物の運搬及び保管に関する通知」の周知
- 2 防除計画の作成を推進するため、地方公共団体に対して、制度の周知及び手続に関する助言を実施すること
- 3 「住民が防除を実施する際の処分方法の緩和」、「事前公表方法のより一層具体的な例示」を実施してほしい旨の地方公共団体からの意見・要望について、環境省本省に対して上申すること

環境省九州地方環境事務所の回答（要旨）

- 1 九州各県及び各政令指定都市の環境部局に対して文書を発出し、オオキンケイギクの形態・生態の特徴、オオキンケイギクが特定外来生物に指定されていること、法に基づく適切な防除方法等について、関係部局に対する周知や地域住民への周知を強化することを依頼。「防除の確認」に係る制度の周知を図るとともに、積極的に確認を受けるよう検討することを依頼
- 2 オオキンケイギクの形態・生態の特徴、事前公表方法等をより具体的に周知するため、九州地方環境事務所が発行している普及啓発資料を見直し、改訂したチラシを地方公共団体に配付予定
- 3 「住民が防除を実施する際の処分方法の緩和」、「植物の運搬及び保管に関する通知に基づいて実施される小規模な防除活動の事前公表方法のより一層具体的な例示」を実施してほしい旨の意見・要望が、地方公共団体から出されていることを上申したところ、環境本省は、住民団体等による防除が円滑かつ適切に行われるよう全国の地方環境事務所長に指示文書を発出

<あっせんと回答(全文)>

当局のあっせん

(平成 30 年 11 月 22 日付け「特定外来生物のオオキンケイギクに係る周知等対策の推進(あっせん)」から抜粋)

特定外来生物は 148 種類が指定される中、国だけでは予算・人員の観点からすべての特定外来生物に対する防除を実施するには限界があり、広い地域において定着してしまった特定外来生物について、地方公共団体や住民等の力を借りないと防除活動が進まない状況において、九州地方環境事務所は、地方公共団体や住民等が対策や活動を円滑に実施できるようにする観点から、以下のとおり対応を講じる必要がある。

【普及啓発】

(1) 地方公共団体に対して、以下の内容について、依頼を実施すること

- ・ 地方公共団体の環境部局から非環境部局に対するオオキンケイギクに関する周知及び両部局間における情報共有
- ・ 地方公共団体から地域住民等に対するオオキンケイギクに関する周知の実施・強化
- ・ 地方公共団体から地域住民等に対する植物の運搬及び保管に関する通知内容の周知

【防除の実施方法】

(2) 地方公共団体における防除の確認を推進するため、制度の周知及び手続に関する助言を実施すること

(3) 地方公共団体から、民間団体等が防除を実施する際の処分方法の緩和について、及び「植物の運搬及び保管に関する通知」に基づいて地域住民等による小規模な防除活動の円滑な実施を図るため、事前公表方法のより一層具体的な例示について実施するよう意見・要望が出されていることを環境省本省に対して上申すること

環境省九州地方環境事務所の回答

(平成 30 年 12 月 20 日付け「特定外来生物のオオキンケイギクに係る周知等対策の推進」について(回答)」から抜粋)

- 1 九州各県及び各政令市の環境部局に対しては、平成 30 年 11 月 6 日に開催した「平成 30 年度九州地方外来種対策連絡会議」及び平成 30 年 12 月 18 日に発出した文書(環九地野発第 1812181 号)において、オオキンケイギクの形態・生態の特徴やオオキンケイギクが特定外来生物に指定されていること、法に基づく適切な防除方法、及び「植物の運搬及び保管に関する通知」の内容について、関係部局に対する周知及び両部局における情報共有や地域住民への周知の強化を依頼しました。また「防除の確認」に係る制度の周知を図るとともに、積極的に確認を受けることを検討するよう依頼しました。
- 2 民間団体等が防除を実施する際の処分方法の緩和、及び「植物の運搬及び保管に関する通知」に基づいて実施される小規模な防除活動の事前公表方法のより一層具体的な例示について、地方公共団体から意見・要望が出されていることを平成 30 年 11 月 29 日付けで環境本省(自然環境局長)に上申しました。環境本省から、各環境事務所長等に対して「植物の運搬及び保管に関する通知」の適正な運用に努めるよう、平成 30 年 12 月 10 日付けで事務連絡が発出されました。
- 3 オオキンケイギクの形態・生態の特徴、処分方法、事前公表方法等をより具体的に周知するため、当事務所が発行しているオオキンケイギク防除の普及啓発資料の見直しを環境本省とともに進めており、全国共通で使用できるよう検討しています。九州管内においては、改訂したチラシを平成 31 年 3 月末までに九州各県及び各市町村に配付し、周知等対策を改めて依頼する予定です。